加古川市人権に関する市民意識調査結果に関する考察

加古川市人権教育啓発推進審議会 会長 石元 清英

1. 調査結果からみえてきたこと

今回の人権に関する市民意識調査は、属性、自由記述も含め、19の設問からなるが、それぞれの結 果については、設問ごとに図表で示し、コメントを加えたとおりである。ただ、簡単なコメントで終 わっている箇所もあるので、ここでは3つの設問を取り上げ、その結果を詳しくみておくことにする。 まず、問4の人権侵害の経験についてである。これは「あなたは、ここ5年くらいの間に自分の人 権が侵害されたと思ったことがありますか」という問いで、それに対する回答は、「よくある」2.6%、 「ときどきある」12.5%と、この5年間に人権侵害を受けたという人が15.1%あがった(27ページ)。 そして、人権侵害を受けたと回答した213人に、そのときの対応を尋ねると、「黙って我慢した」 (58.7%)が多く、「友人、家族に相談した」(35.7%)がこれに続き、「自分で相手に抗議した」は 17.8%となっている。そして、「法務局や人権擁護委員に相談した」(0.9%)、「地域の民生委員・児 童委員に相談した」(0.5%) など、公的な機関や相談員に相談したという人は非常に少ない (30ペー ジ)。法務局等の機関がどのような組織で、自分の人権侵害事例についてどのようなことをどこまでし てくれるのか、それがわからなければ、だれも相談に行かないであろう。これらの公的な機関や相談 **員への相談が少ないのは、それ自体についての情報が乏しいからであり、これらへの相談を増やすに** は、積極的な情報発信が必要だと思われる。なお、人権侵害に関して「法務局や人権擁護委員」「民生 委員・児童委員」への相談が非常に少ないのは、加古川市だけの問題ではなく、全国に共通する傾向 である。

つぎに、問9の同和問題に関する発言を聞いた経験についてである。これは、「あなたは、ここ5年 くらいの間に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」という設問で、「同 和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない」をはじめ、同和問題に関する差別 的な内容を含む発言を直接聞いたことがあるかを問うものである。

「聞いたことはない」63.8%、「無回答」9.9%なので、残りの26.3%の人がここ5年間に同和問題に関する差別的な内容の発言を聞いたという経験を持つことになる(50ページ)。そして、その発言を聞いたとき、どう感じたのかを問うと、「そのとおりと思った」が11.1%、「そういう見方もあるのかと思った」が50.0%で、「反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった」19.2%、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」7.3%という結果であった(52ページ)。相手に自分の気持ちを伝えたかどうかは別にして、差別的な内容の発言に反発や疑問を感じたという人は26.5%にすぎず、「そのとおりと思った」と、一見中立的であるが、差別に同調しかねない反応である「そういう見方もあるのかと思った」を合わせた61.1%を大きく下回っている。

差別的な発言が出たときの状況や文脈、それを聞いた人と発言した人との関係などにより、その発言に反発や疑問を感じたとしても、その気持ちをその場で相手に伝えにくい場合もあろうが、もし、反発や疑問を相手に伝えることができれば、その相手が自分の誤りに気づき、認識を改めることにつながるかもしれない。さらにいえば、同和地区出身であることを周囲に明かしていない人が職場の同

僚にいたとして、その職場で上記のような差別的な内容の発言が出て、他の同僚たちが「そのとおりと思った」と、それを肯定したり、「そういう見方もあるのかと思った」と、その発言に同調したりすると、職場はその同和地区出身者にとって非常に敵対的な環境となってしまうであろう。そのとき、その発言の間違いを指摘する同僚がいれば、その同和地区出身者は、少しは救われた気持ちになるのではないだろうか。

同和問題については、若い人たちは何も知らないのだから、わざわざ同和問題を教える必要などないとする、いわゆる「寝た子を起こすな」論は、未だ一定程度の割合でみられるが(66ページ)、問 9の結果から明らかなように、現在でも同和問題に関する差別的な発言に接する機会は少なくないのである。同和問題について何の知識もなければ、そうした差別的な発言を鵜呑みにしてしまうかもしれない。だからこそ、差別的な発言に接した際に、その誤りに気づき、それを批判できる力をもつ人たちを増やしていくことが差別をなくしていくことにつながるのである。このことは、これからの人権教育・啓発の大きな課題であるといえる。

問12では「あなたは、日常、仕事・私用を問わず、どのくらいの頻度でホームページの閲覧や電子メールの送受信といったインターネットを利用していますか」と、インターネットの利用頻度を尋ねているが、「ほぼ毎日」が54.9%で、「まったく利用していない」は24.8%となっている。年齢別では、20歳代、30歳代で「ほぼ毎日」が90%台と、若い年齢層でインターネットの利用頻度が高いことがわかる(67ページ)。

問13は、インターネット上の書き込みや行為をいくつかあげ、それについて問題だと思うかどうか を問うた設問である。これによると、「同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別を あおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み」を「問題だと思う」という回答は70.1%で、 「名前、電話番号、住所、メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み」(84.2%) や「他人に知られたくない写真、動画などの掲載」(86.3%) に比べて、問題だと思う人が少ないの である(68ページ)。マイノリティに対する「差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる 書き込み」と明記しているにもかかわらず、名前や住所などの個人情報の流出や他人に知られたくな い写真、動画の掲載のほうが問題であるとみる人が多いのである。こうした傾向は、年齢の若い人た ちで顕著で、20歳代では、「同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別をあおった り、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み」を問題だと思う人は66.7%で、「名前、電話番号、 住所、メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み」を問題だと思う人の割合 (86.5%)を20ポイントも下回っている。自分に被害が及ぶ可能性のあることに関心があるのは当 然であるが、「同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイ ナスイメージを広げる書き込み」と、その差別性を明記している行為を問題だと思う人が「名前、電 話番号、住所、メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み」などに比べて少 ないことは、人権問題や社会のあり方に対する関心が低いことを示しているのかもしれない。とくに、 そうした傾向が若い年齢層で顕著であることは、気がかりな点である。

2. 年齢別比較からみえてきたこと

これまで各地で実施されてきた人権意識調査では、年齢が若くなるほど、人権意識が高くなるという傾向がみられることが多い。つまり、中高年層よりも若年層のほうが人権意識が高いという傾向である。今回の調査でも、こうした傾向がみられた。たとえば、さまざまな事象について、それが人権

侵害にあてはまると思うかを問うた問2では、"ア 女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けること"を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、70歳以上では25.1%であったが、その割合は年齢が若くなるほど上昇し、20歳代では46.8%と、若い人ほど人権侵害にあてはまると考える人が増えるという傾向である(6ページ)。

問7にみたように、学校で差別や人権に関する教育を受けた人は60歳未満に多く、60歳以上では少ない(46ページ)。そして、人権教育を受けたという人が教わった内容をみると、40歳以上の各年齢層では同和問題に集中しているが、30歳代から20歳代にかけて、教わった人権課題が多様化してきている(47ページ)。このように、若い年齢層で人権教育を受けた経験をもつ人が多く、年齢が若いほど、多様な人権に関する情報に接する機会が多くなるので、若い年齢層の人権意識が高くなるのである。

しかし、すべての設問にわたって、年齢が若くなるほど人権意識が高くなっているわけではない。 さまざまな事象が人権侵害にあたるかどうかを問うた問2や、家族の多様性や新しい家族のあり方などを問うた問5などでは、たしかに若い年齢層での意識は高い傾向にあるが、子どもの人権に関する意見について問うた問3では、平均評価点が高い(子どもの人権についての理解が高い)年齢層は、"ア いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある"50歳代、"イ 保護者が子どものしつけのために体罰を加えることはしかたがない"50歳代、"ウ 教師が子どもを指導するために、ときに体罰を加えることも必要だ"50歳代、"カ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ"60歳代、"キ 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ"30歳代で、20歳代の平均評価点がとくに高いわけではない("工 保護者が子どもの様子を知るためでも、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手にみないほうがよい"と"オ 学校の規則等を定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない"については、20歳代の平均評価点は高くなっている)。

また、人権の観点から問題のある行為の認識状況を問うた問10でも、20歳代の平均評価点が最も高いのは、"ア 就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと"だけで(高校時代に就職活動について指導を受けた記憶が残っているためかもしれない)、その他の項目では中高年層の平均評価点のほうが高くなっている。

このように、年齢が若くなるにしたがって、人権意識が高くなるという傾向が認められない項目が 少なからずみられたことについては、今回のデータだけではその要因を明らかにすることはできない。 若い年齢層のあいだで、いわゆる「自己責任論」が台頭してきていると言われて久しいが、人権侵害 の責任を社会にではなく、その当事者個人に求める「自己責任論」という見方が関連しているのかも しれない。

3. 人権教育の効果について

学校で差別や人権に関する教育を受けたと回答したのは、69.6%であったが、20~49歳の各年齢層では、それぞれ86%と高くなっているが、60歳代では58.6%、70歳以上では41.3%であった(46ページ)。そのため、人権教育を受けた経験を持つ人と持たない人との回答内容を比較し、そこから人権教育の効果をみようとするなら、1,406人の総数での比較は適切ではない。すなわち、総数1,406人に関して人権教育を受けた経験の有無別に比較を行うと、60歳未満が66.3%を占める人権教育を受けたという人と、60歳以上が74.7%を占める人権教育を受けていない人との比較になり、年齢差による違いのほうが強く出て、人権教育の効果を測ることは、むずかしくなってしまう。そのため、

ここでは人権教育を受けたと回答した人が8割台である60歳未満について、人権教育を受けた経験の有無別比較を行った。なお、性別でみると、人権教育を受けたと回答したのは、男性61.9%、女性75.5%と、女性のほうが14ポイントほど高い。学校での人権教育の実施状況に性差があるとは考えられないので、実際は人権教育を受けたのであるが、それをよく覚えていないという人が男性に多いものと考えられる。また、人権教育という科目名の授業があるわけではないので、何を人権教育と考えるのか、個人によってその見方に差があるかもしれない。

60歳未満について、人権教育を受けたことがあると回答した646人と、人権教育を受けたことがないと回答した96人を比較すると、人権教育を受けたことがある人のほうが「人権を身近に感じている」という回答が多く(4ページ)、同和地区出身者との結婚について相談を受けた場合の対応でも、「反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う」が多く(49ページ)、インターネット上の「同和地区の地名を明らかにするような書き込み」や「同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み」を「問題だと思う」という回答が多い(69、70ページ)。このように、学校で人権教育を受けたという人ほど、人権意識が高いという傾向が認められる。そのことは、問2の結果を人権教育を受けた経験の有無別に示した表1でも同様である。

表1によると、"工 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が低くなること"と"力 家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること"を除く11の項目で、「よくあてはまる」の割合が人権教育を受けた経験のある人のほうで高くなっている。このように、人権教育を受けた経験を持つ(受けたことを記憶している)人ほど、人権意識が高いという傾向が認められるのであり、その意味では学校の人権教育はそれなりの効果をあげているといえる。

表 1 人権教育を受けた経験の有無別人権侵害の認識状況(60歳未満) (9								(%)	
		人権教育の有無	n	よくあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あてはまらないあまり	あてはまらないまったく	無回答
ア	女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給与や	ある	646	41.8	35. 0	16. 1	4. 5	2. 5	0. 2
	昇進で低い評価を受けること	ない	96	30. 2	32. 3	22. 9	6.3	8.3	
イ	企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受	ある	646	28. 0	39. 5	23. 7	4. 6	3. 7	0. 5
	けること	ない	96	16. 7	32. 3	31.3	10.4	9.4	
ウ	障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに	ある	646	34. 2	34. 7	22. 6	5. 6	2. 6	0. 3
	周囲が反対すること	ない	96		26. 0	32. 3	8. 3	6. 3	
エ		ある	646		36.8	28. 5	13. 8	3. 1	0. 5
	こと	ない	96		37. 5	31.3	6.3	6.3	
才	結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか、身元	ある	646		28. 0	13. 9	3. 9	3. 1	0. 2
	調査をすること	ない	96		27. 1	27. 1	7. 3	6.3	
カ	家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所さ	ある	646	7. 7	20. 6	51.1	15. 2	4. 8	0. 6
	せること	ない	96		20.8	45. 8	16. 7	8. 3	1. 0
キ	性的な被害を受けた女性に対して、「夜遅くに外出し	ある	646	34. 2	33. 3	25. 4	4. 2	2. 8	0. 2
	た」、「スキがあった」などと周囲が非難すること	ない	96		31.3	35. 4	8. 3	6.3	
ク	HIV(エイズウイルス)感染を理由に、労働者が採用	ある	646	33. 1	33. 0	25. 5	4. 3	3. 4	0.6
	されなかったり解雇されたりすること	ない	96		25. 0	40.6	4. 2	6.3	
ヶ	犯罪被害者が名前や住所などを報道されること	ある	646		22. 3	18. 1	7. 3	7. 7	-
		ない	96		20.8	26. 0	9.4	14. 6	
コ	非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれ	ある	646		29. 9	18. 3	2. 8	2. 6	0. 3
	た子)が結婚に際して不利益を受けること	ない	96		32. 3	27. 1	2. 1	7.3	1.0
サ	民間企業で知的な障がいがある人や精神に障がいのあ	ある	646	21. 7	33. 7	35. 1	6.0	3. 3	0. 2
_	る人の雇用が進まないこと	ない	96		34. 4	35. 4	7. 3	8.3	
シ	外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居	ある	646	21.8	41. 2	28. 2	5. 1	3.6	0. 2
	が拒否されること	ない	96		31.3	42. 7	5. 2	8.3	
ス	女性にだけ再婚禁止期間が設けられていること	ある	646		29. 4	28. 2	6.8	5. 9	0. 2
		ない	96	13. 5	31. 3	34. 4	10. 4	9. 4	1.0

しかし、問10についてその結果を、人権教育を受けた経験の有無別に示した表2をみると、「問題だと思う」という回答は、人権教育を受けた経験を持つ人ほど多いとは限らない。つまり、人権教育を受けた経験の有無による差が明確ではないということである。項目によって、人権教育を受けた経験の有無による差がはっきりとみられる場合と、その差がはっきりとはみられない場合がある。この差は何であるのか。どういう人権課題で効果が表れていて、どういう人権課題の場合、効果が表れていないのか、さらに新たなデータを加え、考察を深めていかなくてはならないだろう。

表 2 人権教育を受けた経験の有無別人権の観点からの問題の有無(60歳未満) (%)									
		人権教育の有無	n	問題だと思う	問題だと思うどちらかといえば	どちらともいえない	問題だと思わないどちらかといえば	問題だと思わない	無回答
ア	就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構	ある	646	16. 3	18. 3	26. 5	20. 6	18. 0	0. 5
	成を聞くこと	ない	96	13. 5	12. 5	29. 2	19.8	22. 9	2. 1
イ	凶悪事件の場合は、未成年であっても犯人の実名	ある	646	3. 1	4. 5	19.8	27. 2	45.4	-
	を公表すること	ない	96	2. 1	5. 2	19.8	19.8	52. 1	1.0
ゥ	中学・高校の女子生徒の制服がスカートに限定さ	ある	646	8. 4	17. 5	38. 9	17. 3	17. 6	0. 3
	れ、ズボンが認められていないこと	ない	96	7. 3	10.4	38. 5	24. 0	18.8	1. 0
I	国際的にみて、日本が難民の受け入れに消極的で	ある	646	5.6	12. 4	50.8	14. 7	16.6	-
	あること	ない	96	4. 2	12. 5	44. 8	13. 5	24.0	1.0
才	刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決	ある	646	6.0	23. 1	46. 6	12. 2	12. 1	-
	まらないこと	ない	96	8.3	18.8	52. 1	10. 4	9.4	1.0
カ	理由にかかわらず、不法滞在の外国人を日本国外	ある	646	6.5	14. 6	33. 0	21. 2	24. 6	0. 2
	に強制退去させること	ない	96	5. 2	10.4	42. 7	11. 5	28. 1	2. 1
+	ヘイト・スピーチに対して法的な罰則が設けられ	ある	646	18.6	33. 6	37. 3	5. 0	5.4	0. 2
	ていないこと	ない	96	11.5	20.8	52. 1	5. 2	8.3	2. 1
ク	妊娠した女性に親や夫の親などが、出生前診断を	ある	646	16. 9	20. 6	38. 2	11.8	12. 5	_
	受けるように要求すること	ない	96	11.5	15. 6	44. 8	10.4	16.7	1.0
ケ	さまざまな書類に性別に記入欄が設けられている	ある	646	1.7	4. 0	29. 4	25. 2	39.5	0. 2
	こと	ない	96	3. 1	3. 1	33. 3	17. 7	41.7	1. 0

4. 憲法における権利に対する理解

今回の調査では、憲法に定められた国民の権利に関する問いを設けた。これはNHK放送文化研究所が5年ごとに実施している「日本人の意識」調査の設問のひとつである。

問6の結果によると、「あなたは、憲法により義務ではなく、「国民の権利」と定められているのは どれだと思いますか」(複数回答)に対して、最も多かったのは「人間らしい暮らしをする」(83.6%)で、「思っていることを世間に発表する」がこれに続くものの、35%しかなく、「労働組合をつくる」は28.7%と、「税金を納める」(31.5%)よりも少ない(45ページ)。ただ、NHK調査(2013年)と比較すると、今回の結果は全国に比べてとくに劣っているとはいえない(99ページ)。とはいえ、憲法で定められている権利の理解は十分なものとはいえず、義務と混同した回答も多かった。自分が どういう権利を持っているのか知らなければ、自分の権利を守ることはできないし、周囲の人たちが どのような権利を持っているのか知らなければ、他人の権利を侵害しないという保証もできないであるう。

報告書では、国民の権利の理解度別に調査結果のクロス分析を行った(完全正解者、部分正解者、 不正解者については、6ページを参照)。これによると、多くの項目で完全正解者の人権意識が高いと いうことがわかった。それはすでに図に示してきたとおりである。 憲法における権利について理解が高いほど、人権意識が高くなるのか、もともと人権意識が高い人 ほど、憲法の権利についても理解が高いのか、どちらであるのかは断定できないが、憲法における基 本的人権の学習が人権意識を高めることにつながるといえるのではないだろうか。また、人権教育を 受けた経験の有無別に憲法の権利の理解度を見ると、人権教育を受けた人ほど、権利の理解度が高い ことがわかる(45ページ)。 このように、人権教育は憲法における権利に対する理解を高め、人権意識の向上にも効果を持つ面 がみられるのである。人権教育の重要さが、改めて確認されたといえよう。